

概 要 版

第6期 立山町高齢者保健福祉計画

令和6年度～令和8年度



立山町

1 計画策定の背景と目的

わが国の高齢化率は、増加の一途をたどっています。本町においても高齢化が進行しており、令和5年10月1日現在の住民基本台帳による人口は24,648人、うち高齢者人口は8,417人、高齢化率は34.1%となっています。今後、中長期的にみると令和22年に41.7%となる見込みで、さらなる総合的な高齢者福祉施策を展開していくことが重要となっています。

本町においては、令和3年3月に策定した「第5期立山町高齢者保健福祉計画（令和3年度～令和5年度）」に基づき、「住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせる社会づくり ～みんなの支え合いでつくる地域共生社会の実現～」を基本理念として様々な高齢者福祉施策を展開してきました。

これまで進めてきた地域包括ケアシステムの強化や地域共生社会の実現に取り組みながら、さらなる支え合いのまちづくりを推進していくことができるよう、「第6期立山町高齢者保健福祉計画（令和6年度～令和8年度）」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8を根拠に作成するものであり、高齢者福祉事業に関する総合的な計画です。

また、本計画は、立山町総合計画及び立山町地域福祉計画を上位計画とし、富山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画並びに、立山町・上市町・舟橋村で構成する中新川広域行政事務組合において策定される介護保険法第117条に定める介護保険事業計画とも整合性を保つものとします。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。



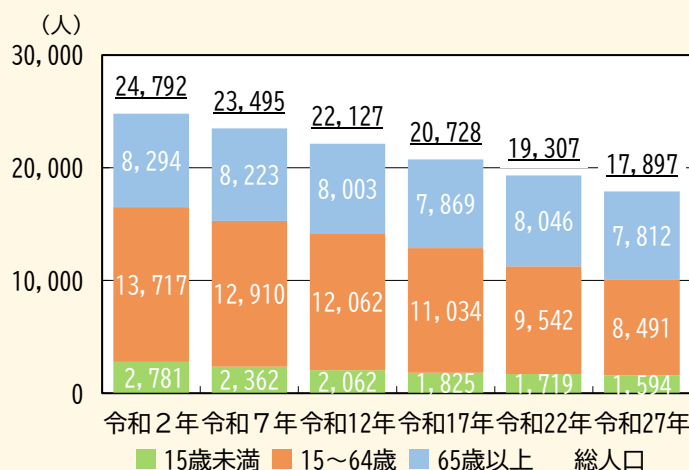
4 高齢者を取り巻く現状

総人口及び高齢者人口の推移

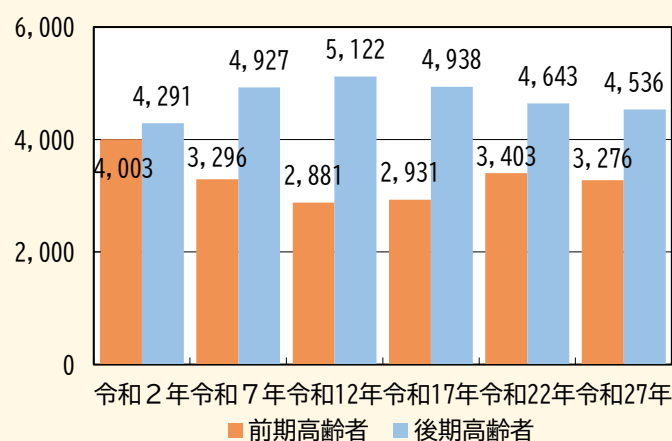
本町の総人口は年々減少しており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、本町の人口は今後も減少していくことが見込まれています。また、年齢3区分別人口でみると、いずれの年齢区分においても継続して減少していく見込みです。

高齢者人口を65～74歳まで（前期高齢者）と75歳以上（後期高齢者）に分けてみると、継続して前期高齢者数を後期高齢者数が上回っています。前期高齢者数は令和12年まで減少し、その後増加に転じる一方で、後期高齢者数は令和12年にピークを迎え、以降は減少していく見通しです。

●立山町の推計人口



●立山町の前期高齢者・後期高齢者人口の見通し

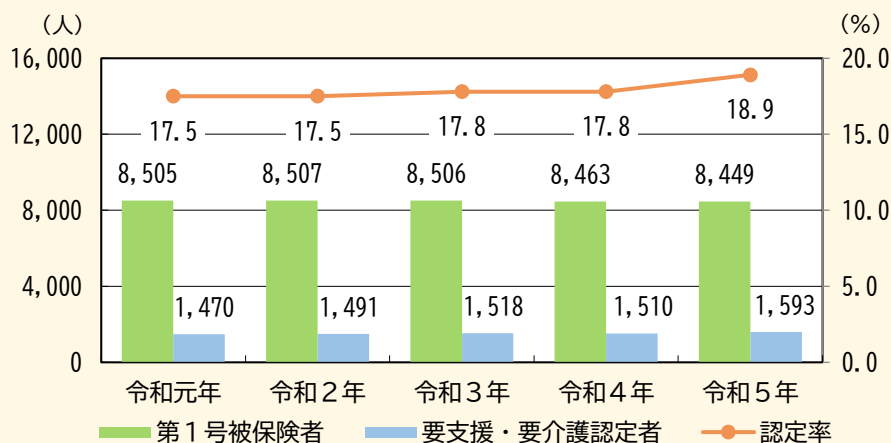


資料：令和2年は国勢調査、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計
※令和2年は、年齢不詳の人口を各年齢別に按分して含めています。

要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者数は増加傾向で推移しており、令和5年の要支援・要介護認定者数は1,593人、認定率は18.9%となっています。認定率は令和4年から令和5年にかけて1ポイント以上増加しています。

●立山町の要支援・要介護認定者数の推移



資料：立山町健康福祉課（各年10月1日時点）

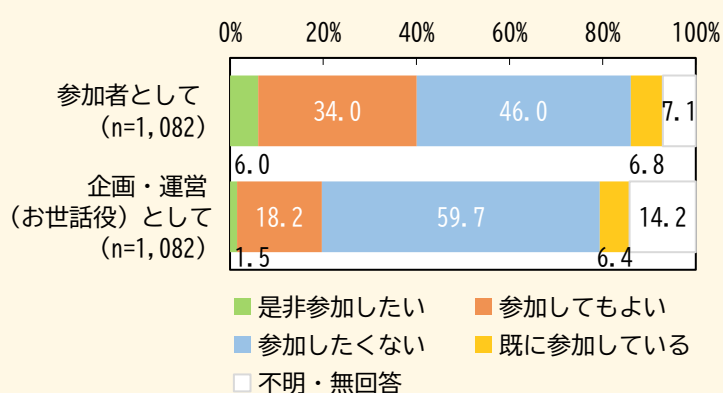


アンケート調査からみる高齢者の状況

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（在宅で生活している要介護状態ではない高齢者対象）によると、今後の健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向について、『参加したい』（「是非参加したい」と「参加してもよい」の合計）が参加者としては40.0%、企画・運営（お世話役）としては19.7%となっています。

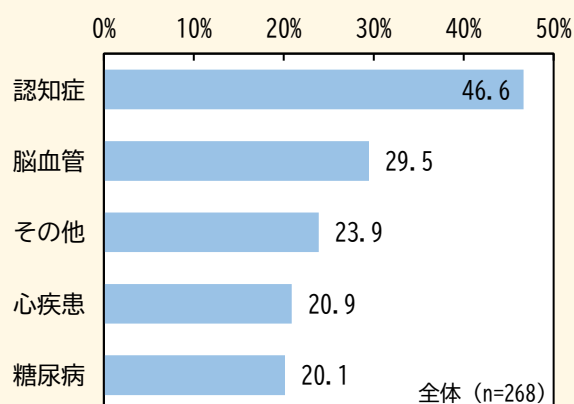
また、在宅介護実態調査（施設入所者除く、要支援・要介護認定者対象）によると、在宅で生活している要支援・要介護認定者が現在抱えている傷病について、「認知症」が46.6%と最も高く、次いで「脳血管」が29.5%、「その他」が23.9%となっています。

●健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向



資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

●要支援・要介護認定者が現在抱えている傷病（上位5位）



資料：在宅介護実態調査

5 基本理念

本町では、これまで高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするとともに、誰もが役割を持って活躍できる「地域共生社会」の実現を目指してきました。

本計画では、引き続き「地域共生社会」の実現を進めていくとともに、誰もがいつまでも元気にすごし、互いに支え合えるまちづくりを目指し、以下の基本理念と3つの基本施策「一人ひとりにあった健康・生きがいがづくり」「住み慣れた地域で生活できる環境づくり」「多様な主体による安心して暮らせる地域づくり」を掲げて、計画を推進します。

住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせる地域共生社会づくり
～みんながいつまでも元気に 支え合うまち たてやま～



6 基本施策と具体的な取り組み

基本施策

1

一人ひとりにあった健康・生きがいをづくり

若い頃から生活習慣病の予防や介護予防に取り組むことにより、高齢になっても健康で自立した生活ができるよう「健康寿命」の延伸に努めます。

また、意欲や能力のある高齢者には、継続して社会の支え手として活躍できる環境をつくります。

方向性 1 生涯を通じた健康づくりの推進

- 健康の保持・増進
- 生活習慣病の発症予防及び重症化予防対策の推進
- 健康づくりを支援する環境整備
- 高齢者の保健事業と介護予防事業の一体化事業



方向性 2 自立して暮らせる介護予防の推進

- 高齢者の実態把握
- 介護予防教室の実施(一次予防事業)
- 要介護者の増加の抑制(二次予防事業及び要支援認定者の改善及び重症化の予防)



方向性 3 エイジレス社会の実現に向けた生きがいの支援

- 老人クラブ活動の活性化支援
- 敬老事業等
- 生涯学習の充実
- 世代間交流の機会の充実
- エイジレスライフ実践者の紹介と活躍の場づくり



方向性 4 高齢者の就労の促進

- シルバー人材センター等の充実



指標 (抜粋)

項目	目標値(令和8年)
特定健康診査受診率(%)	60.0
介護予防サポーター数(人)	210
老人クラブの会員数(人)	2,800
シルバー人材センター会員数(人)	172

住み慣れた地域で生活できる環境づくり

高齢者やその家族が、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、生活支援サービスを充実するとともに、介護人材の育成・確保、家族介護者を支援するサービスの充実に努めます。

また、各種サービスについて、地域住民へ周知します。

方向性 1 生活支援サービスの推進

- 配食サービス事業
- 福祉用具貸し付け事業
- 雪下ろし支援事業(ひとり暮らし高齢者等除雪支援事業等)
- 寝具乾燥消毒サービス事業
- 緊急通報装置設置事業
- 老人ホーム入所措置事業
- 家族介護技術支援事業
- 高齢者の移動への支援



方向性 2 介護支援サービスの充実

- 要介護高齢者福祉金支給事業
- おむつ等支給事業
- 寝具丸洗い乾燥消毒サービス
- 要介護高齢者ミドルステイ事業



方向性 3 生活環境の充実

- 高齢者等の視点に立ったまちづくりの推進
- 町内企業との見守り連携
- 情報提供の推進



方向性 4 介護人材の育成・確保

- 働きやすい環境整備
- 介護職の魅力発信
- ICTの活用による負担軽減

方向性 5 家族介護者への支援充実

- 家族介護に関する知識の普及
- 家族介護者の交流の場づくり

指標 (抜粋)

項目	目標値(令和8年)
配食サービス配食数(食)	8,500
要介護高齢者福祉金支給対象実人員数(人)	100
地域見守り協定締結数(事業所)	45
介護施設等におけるICTの導入支援件数(件)	45
家族介護者へのプログラム実施回数(回)	10

多様な主体による安心して暮らせる地域づくり

日頃からの見守り活動や災害発生時の地域住民による支え合い活動の強化などを通して、高齢者やその家族が安心して暮らすことができる地域をつくります。

また、権利擁護や認知症施策の推進、福祉と医療の連携などにより、介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括ケア体制を構築するとともに、多様な主体間の連携によって内容の充実に努めます。

方向性

1

地域福祉コミュニティの形成による地域力の強化

- 町社会福祉協議会との連携・協働等
- ふれあいコミュニティ・ケアネット 21 事業の推進
- 地域福祉推進員の配置
- 地域活動の人材の発掘
- 地域活動拠点の充実
- 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の整備
- 感染症対策の推進
- 包括的・総合的な相談支援体制の整備

方向性

2

高齢者の人権の尊重

- 高齢者虐待防止の推進
- 成年後見制度活用のための支援
- 日常生活自立支援事業



方向性

3

認知症施策の推進

- 認知症の普及啓発と予防、早期発見・早期対応の推進
- 地域における支援体制の推進
- 認知症への適切な支援の充実



方向性

4

介護と多職種・関係機関連携の推進

- 「地域包括支援センター」の機能強化
- 地域支援ネットワークづくりにおける地域の連携強化
- 在宅医療の推進と普及啓発



指標（抜粋）

項目	目標値(令和8年)
避難行動要支援者名簿における個別計画策定率(%)	70.0
成年後見制度における立山町長申立件数(件)	3
認知症サポーター人数(人)	3,617
地域包括支援センター相談件数(件)	2,400

7 介護保険事業の見通し

第1号被保険者の保険料（月額）の算定

介護保険事業の運営については、本町と上市町、舟橋村で構成する「中新川広域行政事務組合」において、平成12年4月から運営しています。

第1号被保険者の介護保険料は、介護給付の推計に基づき、3年ごとに見直すこととなっており、第9期の保険料基準額（月額）は、第8期の介護保険料と同額で6,262円です。

第8期基準額 6,262 円 ➡ 第9期基準額 6,262 円

●令和6年度から令和8年度までの所得段階別介護保険料

保険料段階	対象者	基準額に対する割合	金額 (円/月)
第1段階	①生活保護受給者 ②老齢福祉年金受給者で世帯全員が町村民税非課税の人 ③世帯全員が町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の人	基準値×0.42 (0.25)	1,566
第2段階	世帯全員が町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	基準値×0.6 (0.4)	2,505
第3段階	世帯全員が町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が120万円を超える人	基準値×0.69 (0.685)	4,289
第4段階	世帯の誰かに町村民税が課税されているが、本人が町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の人	基準値×0.9	5,636
第5段階 (基準値)	世帯の誰かに町村民税が課税されているが、本人が町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円を超える人	基準値	6,262
第6段階	本人が町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準値×1.15	7,201
第7段階	本人が町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円から210万円未満の人	基準値×1.3	8,141
第8段階	本人が町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円から320万円未満の人	基準値×1.5	9,393
第9段階	本人が町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円から420万円未満の人	基準値×1.7	10,645
第10段階	本人が町村民税課税で、前年の合計所得金額が420万円から520万円未満の人	基準値×1.9	11,898
第11段階	本人が町村民税課税で、前年の合計所得金額が520万円から620万円未満の人	基準値×2.1	13,150
第12段階	本人が町村民税課税で、前年の合計所得金額が620万円から720万円未満の人	基準値×2.3	14,403
第13段階	本人が町村民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準値×2.4	15,029

※第1～3段階の「基準額に対する割合」の（ ）内の数値は、公費負担反映後の割合です。

第6期立山町高齢者保健福祉計画 概要版

発行：立山町 / 編集：立山町健康福祉課 / 発行年月：令和6年3月

住所：〒930-0221 富山県中新川郡立山町前沢1169番地

TEL：076-462-9954 FAX：076-462-9996

